道府県上水道一般会計出資債の額に○・○○一七八を、平成十八年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○一七八を、平成十九年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○一七八を、平成二十年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○一七八を、平成二十一年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○一○三を、平成二十二年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○○九六を、平成二十三年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○○四一を、平成二十四年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○○三四を、平成二十五年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○○三四をそれぞれ乗じて得た数の合算額を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「上水道一般会計出資債同意等額密度」という。）とする。

第九条第一項の表都道府県の項第六号2中「「地方公営企業に対する繰出金等の調査について」（平成二十四年八月七日付け総財公第八十九号、総財営第四十五号、総財準第五十五号。以下この表において「繰出金等について」という。）」を「「地方公営企業に対する繰出金等の調査について」（平成二十五年八月九日付け総財公第八十六号、総財営第六十四号、総財準第七十八号。以下この表において「繰出金等について」という。）」に改め、同号5中「「平成二十四年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十四年四月十三日付け総財公第四十号。以下この表において「平成二十四年度繰出基準」という。）」を「「平成二十五年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十五年四月一日付け総財公第三十五号。以下この表において「平成二十五年度繰出基準」という。）」に、「及び平成二十四年度繰出基準」を「及び平成二十五年度繰出基準」に改め、同号6中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「平成二十四年度繰出基準」を「平成二十五年度繰出基準」に改め、同号8中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号9中「平成二十四年度繰出基準」を「平成二十五年度繰出基準」に、「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に改め、同号16中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号17中「0.768」を「0.827」に、「0.612」を「0.654」に、「1.74」を「1.75」に、「0.78」を「0.81」に、「0.73」を「0.78」に、「9,305」を「9,248」に、「7,422」を「7,302」に、「0.162」を「0.181」に、「0.99」を「1.00」に、「0.49」を「0.21」に、「14,400」を「14,600」に、「平成23年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成24年5月21日付け保国発第0521第1号。以下この条において「平成23年度事業実績報告」という。）」を「平成24年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成25年5月17日付け保国発第0517第1号。以下この条において「平成24年度事業実績報告」という。）」に、「平成23年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」を「平成24年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」に、「平成23年度療養給付費等負担金」を「平成24年度療養給付費等負担金」に、「平成20年度指定市町村に係る基準超過費用額」を「平成22年度指定市町村に係る基準超過費用額」に、「退職被保険者等に係る額」を「本年度退職被保険者等に係る額」に、「[57]」を「[59]」に、「[65]」を「[68]」に、「[62]」を「[65]」に、「[16]」を「[18]」に、「[22]」を「[24]」に、「[28]」を「[30]」に、「1.06587498」を「1.08323486」に改め、同項第七号1中「3.631」を「3.577」に、「13.222」を「12.885」に改め、同号2中「⑿」を「⑾」に改め、同号3中「⒀」を「⑿」に改め、同号4中「⒁」を「⒀」に改め、同項第八号3中「0.0302」を「0.0313」に、「0.0086」を「0.0089」に、「17.6440」を「18.2545」に改め、同号7中「0.0231」を「0.0463」に、「0.0147」を「0.0295」に、「0.0021」を「0.0042」に改め、同項第九号中「四九・四七九」を「六○・五一○」に、「二、二一三・五」を「二、七○七・○」に、「二六○・四」を「三一八・五」に改め、同表市町村の項第一号1中「711」を「704」に改め、同項第二号1算式を次のように改める。

算式

$$\frac{B\times5.11+C\times8.83+D\times12.31+E\times15.12+F\times15.32+G\times15.12+H\times17.31+I\times17.21+J\times30.30+K\times13.64+L\times26.36+M\times20.90+N\times14.54+O\times23.63}{A}$$

第九条第一項の表市町村の項第三号中「0.562」を「0.571」に、「$\sum_{n=58}^{7}$」を「$\sum_{n=59}^{7}$」に改め、同項第四号1中「一二六・○七」を「一二七・七五」に改め、同号4中「44,300」を「44,400」に、「380」を「393」に、「68,500」を「71,907」に、「567」を「587」に、「平成24年7月31日」を「平成25年7月31日」に、「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同項第五号中「一二六・○七」を「一二七・七五」に、「一三三・二九」を「一三五・○五」に、「44,300」を「44,400」に、「41,900」を「42,000」に、「380」を「393」に、「1,062」を「1,108」に、「68,500」を「71,907」に、「100,748」を「106,984」に、「567」を「587」に、「724」を「734」に改め、同項第六号算式アを次のように改める。

算式ア

$$\frac{B\times792+C\times358+D\times407+E\times45+F\times92+G\times171+H\times184+I\times73+J\times123+K\times144+L\times10+M\times68+N\times114+O\times144}{A}$$

第九条第一項の表市町村の項第六号算式アの符号D中「単科大学を含む。）」の下に「に在学する学生数」を加え、同号算式イ中「6.0」を「8.8」に改め、同項第七号1中「0.968」を「0.972」に、「1.062」を「0.896」に改め、同項第八号1中「1.051」を「1.062」に、「132,574」を「138,348」に、「0.788」を「0.780」に、「1.478」を「1.463」に、「0.985」を「0.976」に、「8.867」を「8.780」に、「5.911」を「5.854」に、「0.493」を「0.488」に、「2.956」を「2.927」に、「0.977」を「0.963」に、「0.834」を「0.801」に、「0.179」を「0.177」に、「0.231」を「0.227」に、「0.161」を「0.157」に改め、同号2中「子育て支援交付金」を「安心子ども基金」に、「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同号30中「平成二十三年度実施事業」を「平成二十四年度実施事業」に改め、同項第九号1を次のように改める。

1　密度補正Ｉに用いる密度は、診療所の数に九三六・七を、診療所病床数に四六・六を、簡易水道等給水人口に○・五三を、簡易水道事業債元利償還金に○・一三を、平成十二年度に発行を許可された簡易水道事業債の額（以下この表において「簡易水道事業債許可額」という。）に○・○○六四六を、平成十三年度簡易水道事業債許可額に○・○○六八六を、平成十四年度簡易水道事業債許可額に○・○○五九四を、平成十五年度簡易水道事業債許可額に○・○○六九九を、平成十六年度簡易水道事業債許可額に○・○○七七八を、市場公募都市に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に○・○○六九九を、市場公募都市以外の市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に○・○○八五八を、市場公募都市に係る平成十八年度簡易水道事業債同意等額に○・○○六九九を、市場公募都市以外の市町村に係る平成十八年度簡易水道事業債同意等額に○・○○八五八を、市場公募都市に係る平成十九年度簡易水道事業債同意等額に○・○○七一二を、市場公募都市以外の市町村に係る平成十九年度簡易水道事業債同意等額に○・○○八九七を、市場公募都市に係る平成二十年度簡易水道事業債同意等額に○・○○七一二を、市場公募都市以外の市町村に係る平成二十年度簡易水道事業債同意等額に○・○○七九二